

その他の土木工事業における崩壊・倒壊災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	16～ 17	当社作業場において、重機の回送用ハシゴを4tダンプより荷降ろしする際に手からすべり落ち、左足つま先から足の甲にかけてハシゴ（アルミ製、W50×L3000×D100）が落下し、左足の親指を骨折してしまった。	69	—
1	10～ 11	鉄筋出来形撮影用に準備中、鉄筋を結束線で（直立させるため）仮止めしていたところ、垂直にしようと引っ張ったところ、反対側の結束線が外れ、鉄筋がひしゃげて右背部に倒れ被災した。	45	100 ～ 299
1	15～ 16	浄水管線NO.1送電線鉄塔基礎掘削作業現場において、重機による掘削作業（下段支保工設置部）が終了し、土工作業員による整地を開始したが異音と共に土止め矢板が傾きはじめ、支保工を繋ぐボルトが抜けて連鎖的に土止め矢板が倒れてきたため、作業員待避を掛けるも間に合わず、被災者が土止め矢板と鉄塔基礎の間に挟まれて死亡した。	50	1～ 9
1	11～ 12	ガス管理設工事の現場で、掘削深さが1.5mに近づいた為、土止め支保工を設置する為に掘削穴に入ったときに、壁になっていた砕石がくずれ左足に当たり左足ひざ部分を痛めた（左足膝靱帯損傷）。少し見えた水道管を確認しようと、壁から目をはなしたのが原因と考えられる。	44	—
2	11～12	ガス管150mm堀上工事においてガス管堀上作業完了後、残置ガス管の管端処理を行うには再掘削が必要となり、機械掘削には、山留材が支障となるため、山留材を撤去したところ崩壊し、落下したアスファルト（幅0.5m×厚さ0.1m×長さ2m）に右足を挟まれ、右下腿部を挫傷したものである。	32	—
		タンクからの漏水による陥没の復旧作業に従事していた。ポンプ車によりコンク		1～

2	15~16	リートの打設作業中、コンクリートの入りを確認しようと覗き込んだ時、土砂が崩れ、土の塊が背中に当たった後、左足首を直撃した。	64	9
3	16~17	床面湧水処理で床付面より一段掘り下げて水中ポンプによる水替え用釜揚げを掘削しており、水中ポンプへ砂の流出防止柵を設置の作業をしていた。掘削法面土砂が崩壊したため、土砂と共に砂流出防止柵が右足膝下に接触し、左側方に転倒した。掘削法勾配（1:05）を確保できておらず、現場法勾配（1:03）はであり、且つ、地山掘削の状況の危険度を軽視していたと思われる。	60	10 ～ 29
3	14~15	建物内でボイラー修理作業中、地下のボイラー室へ入った際に入口の鉄製扉が倒れてきた為、止めようとし右手親指を挟まれ負傷した。	19	1～ 9
3	9~10	農地災害の現場で、小口止めコンクリートの脱枠を行っていたところ、小口止めコンクリートが倒れてきて避けようとしたが、地面に雨水が溜まっており地盤が悪かったため避けきれず、土砂（裏込砕石を入れる場所）とコンクリートに挟まれた。	62	1～ 9
4	14～ 15	松の木を伐木作業中、上部を切り摘めた松の木にチェーンソーで切り込みを入れて、根元から倒す準備作業を終えて、安全な場所に退避している途中で木が倒れてきて、退避途中の作業員の頭に木の幹がぶつかった。	67	10 ～ 29
4	15～ 16	現場で石を直す作業中、前の石を動かした際に立石が倒れてきて、右腕がはさまれた。	81	1～ 9
4	13～ 14	解体工事作業中、場内の分別と片付けをしているときに、高さ11.4メートルの養生足場が突風にあおられ、作業員側に倒れてきて、足場のパイプに股関節を挟まれ、基礎部分（コンクリート）が残っていた個所に腰を強打した。	66	50 ～ 99
4	15～ 16	資材置き場において、道具庫で機械用具の片付け（整理）作業をしているとき、たまたま立てて置いてあったランマ（転圧機：全高1000全長700全幅400mm質量70kg／約）の位置をずらすため、右隣なりに置いてあった発電機をずらしたところ、ランマのバランスが崩れて倒れかかった。このとき、とっさにランマを支えたが支えきれず倒れ、支えていた右手がランマと発電機の取っ手に挟まれて、甲の部分を負傷した。	27	10 ～ 29

7	13～ 14	倉庫内において、単独で整理整頓をしていたとき、立て掛けて置かれたバタ角（建設工事のコンクリート打設の際に型枠仮設補強などに使われる、約10cmの角材）が倒れて来て、首を負傷した。	56	30 ～ 49
9	10～ 11	基礎工事中、碎石をならしている時、立てかけてあった、鉄板の6m/mが倒れて胸に当たった。	50	1～ 9
10	9～ 10	台風災害の倒木で、水路をまたいで電線に倒れた木をチェーンソーで数ヶ所切り処理する際に、思わぬ方向へ倒れ、足を挟まれる。	45	1～ 9
10	15～ 16	排水管布設替工事現場内の掘削開口部内で配管作業中に、当事者の肩から足元に土砂が崩落した。	30	1～ 9
10	4～5	土砂置き場改良工事作業中、現場は海沿いで、台風の影響も受け、足元も悪かった。式鉄板の泥を洗い、汚れを落としている時に重ねた鉄板が、ずれてきたので思わず支えて右手を鉄板とコンクリート床に挟まれ、右手の平を挟み全体を負傷した。	48	1～ 9
11	15～ 16	中コースNo.9ホールにおいて、排水管を布設中、掘削側面が崩れ落ち、中で布設作業中の作業員が巻き込まれて被災した。	36	10 ～ 29
12	13～14	立木（Φ400）にΦ500程度の腐食した木が掛かった状態であった。被災者は通常の方法では伐倒が困難と判断したため、職長と手順の確認を行った。被災者は立木を伐採したあと退避場所へ退避していたが、掛木が予定した方面に行かず回転し、被災者の方向に向かってきたため、再度退避しようとしたが間に合わず、腰付近を接触した。原因は、立木と掛木が一見すると共に倒れる程度に掛かっているようであったが、実際は立木に対して想定した程には荷重がかかっておらず、掛木が予期せぬ方向に転がったためである。	34	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html